

妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付事業が 令和7年4月1日から始まります！



妊娠・出産・子育て時期は、様々な不安や悩みが生まれる時期でもあります。
妊婦さんや子育て家庭の方々が、安心して出産・子育てができるよう
給付金による支援と相談(面談)支援を提供します。

相談支援の時期 ～ 各時期に相談支援を行います ～

★ 相談支援は、対面またはオンラインとなります。

①妊娠届時

妊娠・出産期

②妊娠8ヶ月頃

育児期

③赤ちゃん訪問時

妊娠期の過ごし方
について



出産準備や産後の
生活について



育児の
疑問や悩み
について



妊婦支援給付金の申請時期 ～ 各時期に給付金を支給します ～

★ 令和7年4月1日以降に妊娠中の方、出産予定の方が対象です。※流産・死産された方も対象となります。

★ 妊婦の方で令和7年4月1日以前に、出産応援給付金のみ支給されている方は、2回目の給付金のみ対象です。

①妊娠届時

妊娠・出産期

育児期

②赤ちゃん訪問時

妊婦支援給付金1回目
(5万円の給付)



妊婦支援給付金2回目
(7万円の給付)

※妊婦支援給付金5万円及び
あきた出産・子育て応援給付金2万円



【問い合わせ先】 八郎潟町健康福祉課 母子保健担当
(役場6番窓口) ☎875-2800